

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

姫路市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消しを行った。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称 株式会社ベスト・ケアー
所在地 姫路市南駅前町91番地8 ネバーランド姫路駅前1202号
代表者 代表取締役 寺本 麻里子

(2) 事業所の概要

名 称 放課後等デイサービスはるみ宮前
(旧：放課後等デイサービスはるみ辻井)
所在地 姫路市八代宮前町15番20号
(旧：姫路市辻井六丁目8番9号)
サービス種類 放課後等デイサービス
指 定 日 平成29年1月1日
定 員 5人
管 理 者 寺本 麻里子

2 処分について

(1) 処分内容

指定取消し

(2) 処分の理由

ア 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

平成30年12月から令和元年12月までの間、放課後等デイサービスはるみ宮前（旧：放課後等デイサービスはるみ辻井）で障害児通所支援を提供していなかったにもかかわらず、これを提供したものとして、障害児通所給付費を不正に請求した。

イ 障害児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

少なくとも平成30年12月から令和元年12月までの間、常態的に、放課後等デイサービスはるみ八代並びに株式会社ベスト・ケアーが放課後等デイサービスはるみ八代と同じ場所で運営する指定生活介護事業所「生活介護はるみ八代」（以下「生活介護はるみ八代」という。）の設備及び備品等を用いて、放課後等デイサービスはるみ宮前（旧：放課後等デイサービスはるみ辻井）の従業者及び利用者と、放課後等デイサービスはるみ八

代並びに生活介護はるみ八代の従業者及び利用者が混在した不適正な状態で、サービスを提供していた。

ウ 虚偽答弁（法第21条の5の24第1項第7号）

本市職員の質問に対し、法人代表者及び従業者が、事業所の運営状況及び従業者の勤務状況について虚偽の答弁を行った。

(3) 処分年月日

令和4年3月23日

(4) 指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）

令和4年5月1日

(5) 経済上の措置

不正に過大に受領した障害児通所給付費16,753,089円について、40%の加算金を加えた額（23,454,323円）を返還させる。

(6) 利用者の保護

利用者及び保護者の意向を尊重しつつ、引き続き他の事業所を利用できるように支援を行う。